平成２８年（フ）第２６号
鳥取県鳥取市河原町長瀬67－１　メゾンドカンパーニュＡ棟101号室、住民票上の住所鳥取県鳥取市河原町袋河原25番地８
債務者　西川増多嘉
１　決定年月日時　平成28年４月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４２号
広島市安佐南区長束西２丁目19番８－202号
債務者　原　　勇男
１　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４５号
愛媛県松山市北斎院町790番地４　トレスタージュＢ201号
債務者　清家　　純
１　決定年月日時　平成28年４月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５４号
愛媛県松山市拓川町１番17号　ヴェルジェ石手川302号
債務者　永井　　綾
１　決定年月日時　平成28年４月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８８号
愛媛県松山市平和通３丁目３番地５　天龍ビル301号
債務者　藤本　誠一
１　決定年月日時　平成28年４月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３０号
愛媛県四国中央市中曽根町2609番地１　宏栄マンション２－２号
債務者　兒山　和將
１　決定年月日時　平成28年４月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第２３号
福岡県田川市大字伊田2717番地　三井鎮西鎮西団地10－５－３
債務者　於田　義信
１　決定年月日時　平成28年４月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第７２号
宮崎市大字恒久1288番地１　サンライズ吉永Ｂ棟101号
債務者　井上　和利
１　決定年月日時　平成28年４月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２０号
鹿児島県奄美市名瀬浜里町170番地　公益財団法人慈愛会奄美病院３階西病棟、住民票上の住所鹿児島県奄美市笠利町大字須野783番地
債務者　森　　昭一
１　決定年月日時　平成28年４月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第２０号
長野県諏訪市大字豊田1530番地５　コンシェール飯田Ｂ棟101号室
債務者　太田　澄男
１　決定年月日時　平成28年４月14日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第２１号
長野県諏訪市大字豊田1530番地５　コンシェール飯田Ｂ棟101号室
債務者　太田　みよ
１　決定年月日時　平成28年４月14日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第２１６号
京都市右京区太秦桂ケ原町17番地の45
債務者　山口　高綱
１　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２２９号
京都市山科区大塚丹田18番地14　ヤサカ大塚寮201号、前住所京都府宇治市小倉町南浦18番地の44
債務者　井上　敬一
１　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２３７号
京都市右京区嵯峨新宮町52番地４
債務者　渡邊　祐子
１　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２６６号
京都市西京区大枝東新林町１丁目２番地11棟101号
債務者　佐藤　義昭
１　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２７５号
京都府木津川市木津清水126番地21
債務者　丸山ゆかり
１　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４７号
徳島県板野郡松茂町中喜来字蔵野１番地　松茂西団地県営住宅　541号室
債務者　眞田　和代
１　決定年月日時　平成28年４月13日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
徳島地方裁判所民事部